

いわき市介護保険課確認事項

確認日時：令和3年6月3日（木）16時30分

担当者：いわき市介護保険課 鈴木 康人 様

確認者：コンプライアンス部 須釜 初恵

確認方法：電話確認／訪問確認

問1、令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 8）（令和3年4月26日）で通知された通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護における、入浴介助加算Ⅱの算定に係るケアマネジメントについて確認したい。

（答）

令和3年5月10日に回答した加算について同様、加算の算定については一連のケアマネジメントまでは求めている。

但し、サービス事業所は、利用者や家族が入浴の自立を図ることを目的として入浴加算Ⅱの算定に同意していることを確認し、個別入浴計画書を作成する必要がある。

サービス事業所は、入浴介助加算Ⅱの算定を7月から開始する場合には、遅くとも6月中には、令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 8）（令和3年4月26日）の間1における①から⑤の条件を満たすことが必要である。

ケアマネジャーにおいては、居宅サービス計画書の長期目標、短期目標に入浴について目標設定がなされている場合、サービス事業所より個別入浴計画書を受領し、内容を確認した上、利用票・別表等で利用者に説明し同意を得たことを、支援経過に記録しておくことで差し支えない。

入浴について、目標設定がなされていない場合には、居宅サービス計画書に個別入浴計画書の目標を位置付けることが必要である。

【参考】令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 8）（令和3年4月26日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000773563.pdf>

いわき市介護保険課確認事項

確認日時：令和3年6月7日（月）9時10分

担当者：いわき市介護保険課 鈴木 康人 様

確認者：コンプライアンス部 鈴木 亜希

確認方法：電話確認／訪問確認

問1、入院時情報連携加算の算定において、ケアマネジャーから医療機関へ事前連絡の上、FAXを用いて情報提供書を提出した場合、その際のFAX送信記録を出力し、医療機関へFAXした情報提供書と対にして保管するとともに、これら一連の流れを支援経過に記録しておくことで、医療機関からの受領確認の証として取り扱うことが可能か？

(答)

差し支えない。

但し、この加算においてケアマネジャーから提供される情報は、医療機関の職員に対して提供されるものであることから、事前連絡の際などに、ケアマネジャーから提供された情報を受け取る、医療機関側の職員名の確認をし、支援経過等に記録しておくことが必要であることに留意すること。